

1986年 2月25日 起
2026年 3月 版

P T A 規約・しおり

目 次

布田小学校PTA規約	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1 ～ P.4
布田小学校PTA細則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
布田小学校PTA組織図	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
布田小学校PTAのしおり	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.7
1. PTAの会員の対象者		
2. PTA活動の目的		
3. PTAの組織		
4. 役員、委員、広報部、校外部の人数と仕事内容	・・・・・・・・	P.8 ～ P.9
5. 会議の種類と内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10
6. PTA保険	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10
7. 学校との連携	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.11 ～ P.12
(1) PTA		
(2) 四者協議会		
(3) 稲作ボランティア		
(4) 子どもの家		
(5) 学校安全ボランティア		
8. 調布市公立学校PTA連合会	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12

布田小学校 P T A 規約

1 名称及び事務所

この会は調布市立布田小学校 P T A といひ、事務所を布田小学校内におく。

所在地 〒182-0023 東京都調布市染地1-1-85

設立年月日 1986年4月1日

2 目的及び活動

- ① この会は、保護者と教職員が協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
 - ・ 保護者と教職員が教育に対する理解を深めるため、話し合い学習しあい、且つ会員相互の親睦を深める。
 - ・ 地域や外部団体と連携し、児童の生活環境をよくするよう努める。
 - ・ その他、目的達成のため必要と認めたことを行う。
- ② この会は自主独立のものであり、政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない。

3 会 員

- ① この会の会員は、布田小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる保護者及び教職員とする。議決定権は一世帯一票とする。
- ② 会員は平等の権利と義務をもち、全ての会議を傍聴し、役員・委員に立候補することができる。但し、会長選出委員会の開票と集計の時の傍聴はできない。
- ③ 会員は会費を納める。

4 会 計

- ① この会の活動に要する費用は、会費収入によってまかなう。
- ② この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- ③ 会費は一世帯あたり年額2,000円とする。
- ④ 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(4月1日から次期役員承認までは現役員の管理下とする。)

5 役員

① この会に次の役員を置く。

会長(P 1) 副会長(P 2, T 1) 書記(P 2, T 1) 会計(P 2, T 1)

② 役員選出については、次の通りとする。

・ 会長

全会員(但し、6年生の会員を除く)より立候補を募り、立候補がない場合には全会員(6年生の会員も含む)の推薦に基づいて選出し、定期総会で承認を得る。選出は、運営委員会の中であらかじめ定めてある選出委員が行う。

・ 副会長、書記、会計

保護者会から各学級1名以上の候補者を推薦し、各学年委員会が学年ごとに1名、計6名の役員候補者を選出し、この6名の互選によって役員を定め、定期総会で承認を得る。

・ 教職員側役員の選出は、教職員で決める。

③ 任期は定期総会承認から、翌年の定期総会の解任までとする。本人の立候補なくして再任されることはない。教職員側役員はこの限りではない。6年生役員は定期総会解任まで、PTA役員とする。

④ 役員は次の職務を行う。

・ 会長は、この会を代表し総会及び全体委員会・運営委員会・役員会を招集する。

・ 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

・ 書記は、総会及び全体委員会・運営委員会・役員会の議事を記録し保管する。

・ 会計は、総会で決定した予算に基づいて会計業務を処理し、この会の財産を保管する。また、総会において会計監査を経た決算報告をする。

6 会計監査委員

① 定期総会において会員の中から2名を選出する。

② 学級委員及び部員ならびに役員は兼任できない。

③ 任期は4月1日から翌年の3月31日までとし、再任は認めない。

④ 随時会計を監査し、定期総会において会計監査報告を行う。

7 総 会

- ① この会の最高議決機関とし、年度始めに定期総会を開き、次の事項の承認及び議決をする。
なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。
 - (1) 役員、会計監査委員
 - (2) 決算報告及び予算
 - (3) 活動報告及び活動計画
 - (4) その他

- ② 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席で成立し、議決は出席者の過半数による。
書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員数の3分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。なお、可否同数のときは、否決とする。会員の3分の1以上の請求があったとき、又は運営委員会が必要と認めた時は臨時総会を開く。

8 会 議

この会の目的を達成するために、次の会議を置く。

- ① 学級保護者会
 - ・ 学年ごとに保護者と担任で構成し、この会の目的を達成するための全ての基盤となる。
 - ・ 学級委員は、学級ごとに保護者の中から2名選出し、運営委員会に出席する。

- ② 学年委員会
 - ・ 学年ごとに、その学年の役員・学級委員・部員及び担任で構成し、学年活動の企画・運営にあたる。
 - ・ 学年委員長はその学年の学級委員の中から互選する。

- ③ 全体委員会
 - ・ 学級委員及び部員ならびに役員で構成し、必要に応じて開く。

- ④ 運営委員会
 - ・ 各学級2名の学級委員と役員・各部正副部長で構成する。
 - ・ 総会に次ぐ議決機関とし、議決は出席者の過半数により決する。
 - ・ 総会及び運営委員会で決められた活動を具体的に実行するために、実行委員会を置くことができる。実行委員会の構成については、運営委員会で定めることができる。

⑤ 部 会

- ・ この会の活動を充実させるために広報部・校外部を置く。
- ・ 各部会は学級ごとまたは学年ごとに保護者の中から選出した部員で構成し、必要に応じて開く。役員は必要に応じて出席する。ただし、クラス編成に伴い、委員・部員が二巡する場合に限り、学年を通して部員を選出する。
- ・ 正副部長を各1名互選する。
- ・ 広報部は、会員の意見を汲み上げ問題提起し、関心を高めるよう活動を行う。
- ・ 校外部は、児童の校外生活の安全と充実を図るために活動を行う。

⑥ 役 員 会

- ・ この会の活動が円滑に行われるよう努める。

9 会 則 改 正

- ① 規約の改正は総会で行う。
- ② 細則は運営委員会で定める。

付 則

- (1) この規約は1986年2月25日より施行する。
- (2) 但し、1986年5月2日、総会において会費改定。
- (3) 1989年4月22日、総会において一部を改定。
- (4) 1995年4月28日、総会において一部を改定。
- (5) 1996年5月10日、総会において一部を改定。
- (6) 1998年4月27日、総会において一部を改定。
- (7) 2001年4月26日、総会において一部を改定。
- (8) 2003年4月30日、総会において一部を改定。
- (9) 2007年4月25日、総会において一部を改定。
- (10) 2010年4月27日、総会において一部を改定。
- (11) 2015年5月1日、総会において一部を改定。
- (12) 2016年4月28日、総会において一部を改定。
- (13) 2019年5月7日、総会において一部を改定。
- (14) 2020年6月29日、書面総会において一部を改定。
- (15) 2021年5月7日、書面総会において一部を改定。
- (16) 2025年5月7日、書面総会において一部を改定。

細 則

【慶弔規定】

① 祝金

- ・ 教職員の結婚 5,000円
- ・ 教職員の出産 5,000円
- ・ 教職員の転退職 5,000円

② 弔慰金

- ・ 教職員の死亡 5,000円
- ・ 教職員の親族の死亡 3,000円
- ・ 在校生（児童）の死亡 5,000円
- ・ 会員（保護者）の死亡 5,000円

③ 見舞金

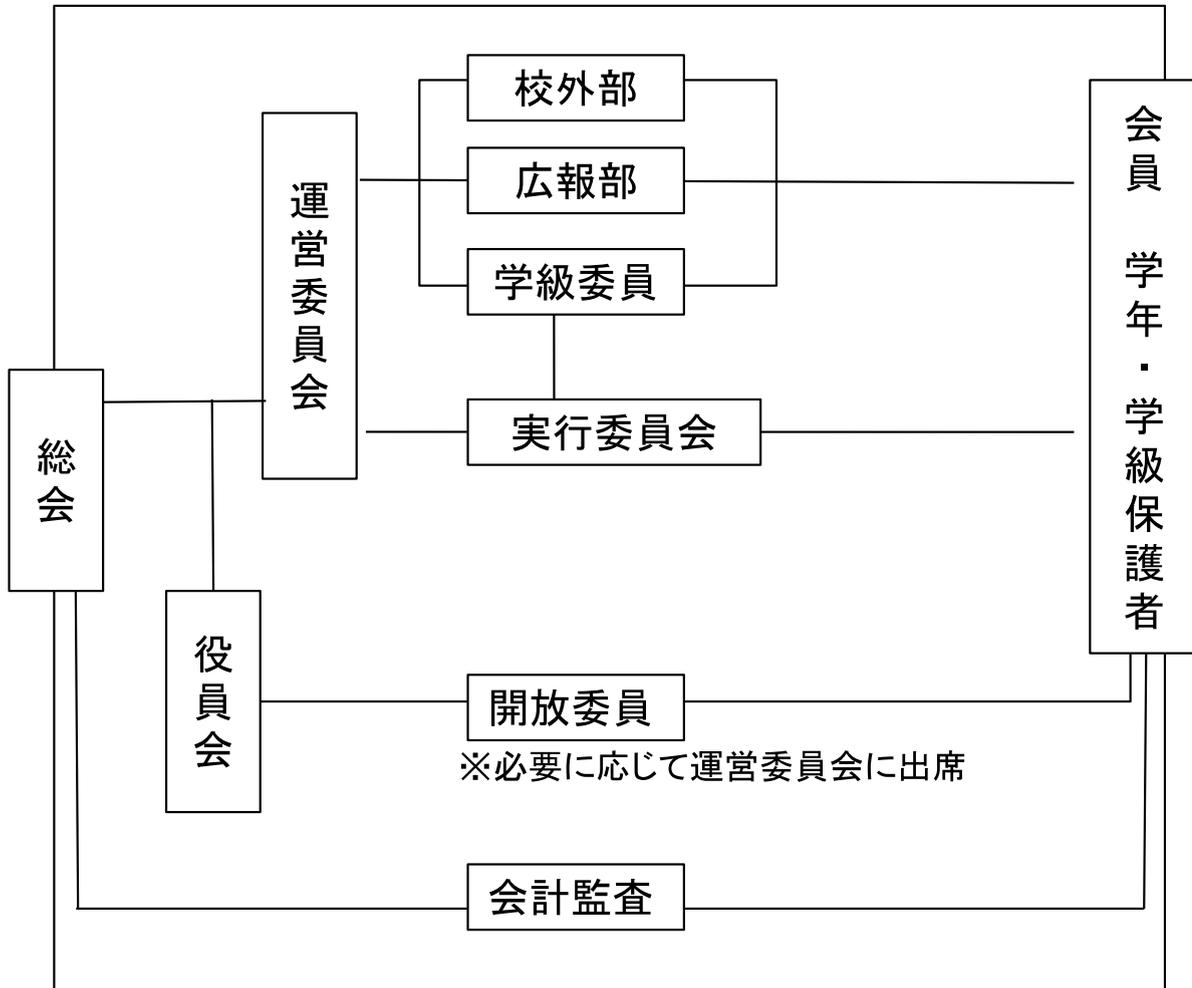
- ・ 教職員の病気、ケガ療養で引き続き1ヶ月以上欠席した場合 3,000円
- ・ 児童の病気、ケガ療養で引き続き1ヶ月以上欠席した場合 3,000円

④ その他 特に必要な場合は、その都度役員会で審議決定する。

【会費の転出入について】

- ・ 転入については、8月31日まで2,000円、9月1日より翌年1月7日まで1,000円、1月8日より3月31日まで500円とする。
- ・ 転出については、8月31日まで1,000円、9月1日より翌年1月7日まで500円返金します。（申し入れがあった場合）

PTA組織図



布田小学校PTAのしおり

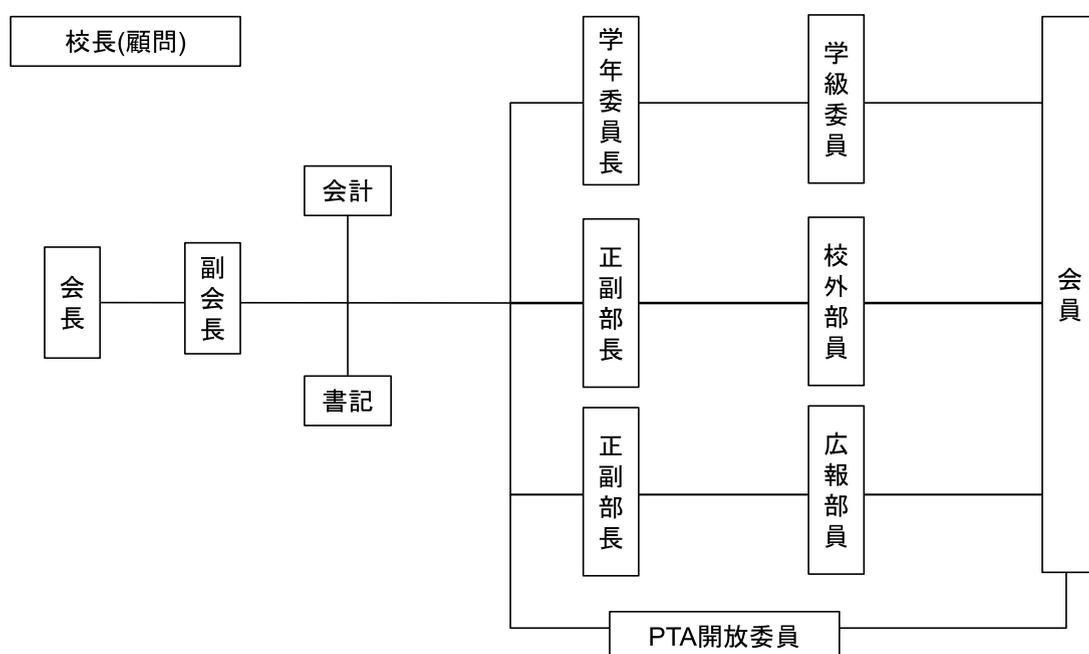
1. PTAの会員の対象者

布田小学校に在学している全児童の保護者、全教員、全職員（事務主事、栄養士、用務主事、給食関係の方）。

2. PTA活動の目的

- ① 保護者と教職員とがお互いに話し合うことによって、子供のより良い幸せな成長を図る教育環境を整えること。
- ② 保護者と教職員とがお互いの立場を尊重し、より強い信頼関係を作る。
- ③ 地域や外部団体と連携し、よりよい生活環境を整える。
- ④ 会員相互の親睦を図り、文化的、社会的教養を高めあう。

3. PTAの組織



①引き受けのルール

・PTA会員は、原則として子供一人につき六年間で最低一度はPTA役員・学級委員・校外部員・広報部員・開放委員を務めるものとする。

②兄弟姉妹の特典

・PTA役員（会長・副会長・書記・会計）、校外部長、広報部長を務めた者は、その時点で同時に本校に在籍する兄弟・姉妹および3年以内に入学予定の未就学児の兄弟・姉妹についてもこれを務めたものとする。

③2巡目の選出のルール

・該当する児童の学年において全員がPTA役員・学級委員・校外部員・広報部員・開放委員を引き受け、2巡目を選出する場合、1巡目でPTA役員（会長・副会長・書記・会計）、校外部長、広報部長、お祭り実行委員長、選出実行委員長を務めた者は、本人の立候補なくして再選されることはない。（②に記載の兄弟・姉妹の特典は、2巡目の選出においても適用する。）

・2巡目で委員・部員となった者は、本人の立候補なくして、校外部長、広報部長、お祭り実行委員長、選出実行委員長に選出されることはない。

4. 役員、委員、広報部、校外部の人数と仕事内容

(1) 役員

① 会長（P 1名）

- ・ P T Aを代表し、総会、役員会、運営委員会を招集する。
- ・ P連等の対外的行事に出席する。（P連理事会、P連行事、他校周年式典、第三中学校評議委員会、布田小学校評議委員会、四者協など）
- ・ 入学式、卒業式あいさつ

② 副会長（P 2名、T 1名）

- ・ 会長を補佐し、職務を代行する。
- ・ 会長とともに、四者協に出席する。

③ 書記（P 2名、T 1名）

- ・ 総会・運営委員会・役員会の議事を記録保存し、総会の報告、運営委員会だよりの作成をする。
- ・ 会の主催する行事の書類作成。

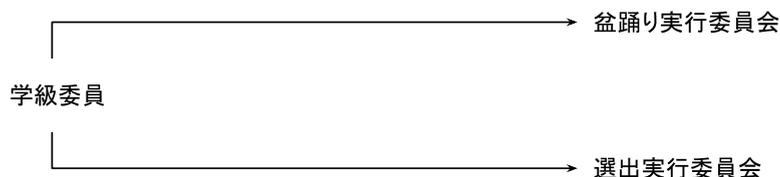
④ 会計（P 2名、T 1名）

- ・ 予算に基づいて会計業務を処理し、会の財産を保管する。
- ・ 転入出時のP T A会費の徴収および返金。
- ・ P T A保険の窓口。

(2) 委員

① 学級委員 <学級の保護者の代表として以下の活動を行う。各クラス2名>

- ・ 学級の保護者と先生とのパイプ役。
- ・ クラスの親睦をはかるため、原則年に1回程度親睦会などを催す。
- ・ 年度末に学級活動費の会計報告を会計にする。
- ・ 保護者会にて運営委員会の報告を行い、必要に応じて話し合いをもつ。
- ・ 運営委員会へ出席し、保護者の意見を報告する。（各クラス1名以上出席する）
- ・ 学年の学級委員の中から1名の学年委員長を互選する。
- ・ 各実行委員会に分かれ、それぞれの活動を行う。



② P T A開放委員（1～5年生の保護者から2名）

- ・ 開放委員会の定例会に出席。（月1回夜）
- ・ 開放委員会の書記（総会・定例会資料をパソコンにて作成、盆踊り・地域運動会反省会の議事録をパソコンにて作成）
- ・ 開放団体の施設利用記録集計（月1回）
- ・ 盆踊り（受付、接待、反省会出席）
- ・ 地域運動会（ポスター・プログラム・招待状作成、景品用意、受付、反省会出席）
- ・ 必要に応じて運営委員会に出席。

(3) 広報部

学校やP T Aの活動をP T A会員(保護者・教職員)・地域の方々・市内小中学校等に発信するために以下の活動を行う。

○広報部員（1～3年生各2名、4～6年生各1名、T1名）

- ・ 広報誌「あゆみ」の作成、発行。
- ・ 会員に対して広報活動を行う。
- ・ 不定期で部会を開催。
- ・ 広報部員の中から、正・副・書記・会計を互選する。
- ・ 運営委員会に出席(1～2名)し、活動の報告を行う。
- ・ 教職員の中から1名担当する。

(4) 校外部

児童の校外生活の安全と充実をはかることを目的として以下の活動を行う。

○校外部員（各学年2名、T1名）

- ・ 全校パトロールの実施および報告書の集計。
- ・ 校外部員の中から、正・副・書記・会計を互選する。
- ・ 運営委員会に出席(1～2名)し、活動の報告を行う。
- ・ 教職員の中から1名担当する。
- ・ 「こどもの家」連絡会の出席。
- ・ 「こどもの家」の登録確認を行う。
- ・ 「こどもの家」登録者への御礼状の發送。
- ・ 危険箇所の確認。
- ・ ハッピーウォークへの参加。
- ・ 環境整備要望書の準備。

5. 会議の種類と内容

① 総会

- ・ 布田小学校PTAの最高議決機関。
- ・ 年度始めに定期総会を開く。

② 運営委員会

- ・ 年度内に6回開催推奨。(例年、行事を見込み5月、6月、7月、10月、1月、3月に開催)
 - ・ 総会に次ぐ議決機関。
 - ・ 役員、学級委員(各クラスから1名以上)、広報部、校外部、校長先生、副校長先生が出席する。
 - ・ 実行委員会を置くことが出来る。
- 選出実行委員会 ... PTA会長・学年代表を選出する。6年生を除く学級委員から選出。(低中高学年に分散されていると望ましい)
- 盆踊り実行委員会 ... 盆踊りの準備、当日の係。各学年の学級委員から選出。

③ 役員会

- ・ 会長・副会長・書記・会計がメンバー。校長先生は顧問の立場で出席していただき、PTA活動などについて協議する。副校長先生は、副会長として参加する。
- ・ PTA主催・共催行事の活動計画を立てる。
- ・ 運営委員会の前に議事について打ち合わせをする。
- ・ 必要に応じ、会長が招集する。

④ 学年委員会

- ・ 学年代表・学級委員・広報部員・校外部員・担任がメンバー。
- ・ 学年委員長が招集する。

⑤ 全体委員会

- ・ 新旧役員、委員が参加し、引継ぎをする。

6. PTA保険

- ・ PTA主催・共催の行事参加中またはその行き帰り(通常ルートを通った場合のみ)に、ケガや事故があった場合に補償される。対象者は保護者及び在学児童、同居する兄弟姉妹、祖父母。
- ・ ケガをした本人は、学級委員に速やかに連絡する。
- ・ 学級委員⇒学年代表⇒会長⇒会計⇒保険会社⇒本人に連絡が回るようになっている。

7. 学校との連携

(1) P T A

① 学級保護者会

- ・ 学校より招集。
- ・ 担任よりクラス、児童の様子についてのお話。
- ・ 学級委員、広報委員、校外委員からの報告や話し合いをする。

② サポート布田小！【休止中】

- ・ 学校行事やP T A、地域活動のお手伝いの総称。
- ・ 会員は年間を通じ1回はお手伝いをする。

③ 卒業対策委員会（6年生 各クラス2名以上）

- ・ 卒業アルバムなどに携わる。
- ・ 担任と委員とで構成される。

④ おやじネット

- ・ メーリングリストに登録することで情報交換を行う、布田小男性保護者有志のネットワーク。
- ・ 学校行事、P T A行事、地域活動への協力や自主行事などを通して、子供たちの成長を見守りながら男性保護者同士の親睦も深める活動を行う。

⑤ 図書ボランティア

- ・ 子供たちが本を通じ楽しく図書室を利用できるような環境を作る。

⑥ ガーデニングボランティア

- ・ 植物を通じ子供との交流、学校の美化等につとめる。

⑦ ベルマークボランティア【休止中】

- ・ 家庭、学校より回収したベルマーク(テトラパック、使用済みインクカートリッジを含む)を学校の備品と交換する。

⑧ 盆踊りボランティア

- ・ 子供たちが盆踊りに楽しく参加できるよう、踊りの指導をし、当日はお手本として参加する。

(2) 四者協議会（四者協）

下記の①～④の4つの団体の代表者（各会長・副会長）で構成され、主催行事の盆踊り、地域運動会、周年行事等について協議する会。

① 調布市健全育成布田地区委員会 （健全育成）

- ・ 調布市児童青少年課に属し、選考委員会で選出された30名程度のメンバーで構成される。
- ・ 地域青少年の活動の支援と青少年の環境の浄化活動を推進しており、その一環としてソフトボールチームを作り子ども達の健康な心身を育てている。
- ・ 地域の宝である子ども達の為に、行事を通して健全な育成を推進していく会。

② 布田小開放運営委員会 （開放委員会）

- ・ 副校長先生、布田小の施設を利用している団体の代表者、PTAで構成される。
- ・ 校庭・体育館・多目的室の施設開放を運営する。
- ・ 一般開放を実施。

③ P T A

④ 学校

(3) 稲作ボランティア

- ・ ボランティアで稲作を支えている団体。
- ・ 5、6年生の田植え、稲刈りをご指導いただく。
- ・ 在校生の保護者のみならず、卒業生の保護者の方や地域の方々などで構成される。

(4) こどもの家

- ・ 子供たちの登下校時に安全を見守っていただき、有事の際の避難場所として登録していただく。

(5) 学校安全ボランティア

- ・ 地域の方に子供たちの登下校時、通学路に立ち安全を見守っていただいている。

8. 調布市公立学校PTA連合会 （P連）

- ・ 市内の小・中学校で構成される。
- ・ 年に3回程の理事会に各学校の校長先生とPTA会長が出席し、共通の問題を話し合う。
- ・ P連スポーツ行事に参加（卓球・バレーボール・バドミントン・ソフトボール）

※情勢により、内容に変更がある場合がございます。